

裁 決 書

東京都墨田区 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

審查請求人 ● ● ● ● ● ● ●

廴 分 序

墨田区長

審査請求人が平成29年3月2日に提起した、処分庁による平成29年2月20日付けで審査請求人に対して行った学童クラブ利用保留処分（学童クラブ利用保留通知書によるもの。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

本件は、審査請求人による学童クラブの利用申請（平成２８年１２月２７日付け学童クラブ利用申請書によるもの。以下「本件申請」という。）について、処分庁が利用選考を行った結果、平成２９年２月２０日付けで同年４月の利用承認を保留することと決定した学童クラブ利用保留処分を不服とし、同年３月２日付けで審査庁に対して審査請求があったものである。事案の経過は、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成 28 年 12 月 27 日付けで処分庁に対し、本件申請を行い、処分庁は、同日付けで学童クラブ利用申請書を受理した。
- 2 処分庁は、本件申請につき利用選考を行い、学童クラブの利用承認を保留することと決定し、平成 29 年 2 月 20 日付けで学童クラブ利用保留通知書をもって審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、同処分を取り消し、第 1 希望の学童クラブの利用を承認することを求め、平成 29 年 3 月 2 日付けの審査請求書を送付し、審査庁は、同年同月 6 日付けで同請求書を収受した。
- 4 審査庁は、平成 29 年 3 月 8 日付けで本件処分に係る審査請求の審理手続を行う審理員（以下「本件審理員」という。）を指名した。
- 5 本件審理員は、審査庁が指名した日から平成 29 年 6 月 29 日までの期間において審理手続を行い、平成 29 年 7 月 18 日付けで審査庁に対し、審理員意見書を提出した。
- 6 審査庁は、本件審理員から審理員意見書の提出を受けたことに伴い、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項の規定により、平成 29 年 7 月 27 日付けで墨田区行政不服審査会に諮問した。
- 7 審査請求人は、平成 29 年 7 月 25 日付けの学童クラブ利用申請取下届により本件申請を取り下げ、処分庁は、同年同月 26 日付けで同取下届を収受した。
なお、本件申請の取下げの事実は、墨田区行政不服審査会への諮問後に明らかになったものである。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は、以下のとおり、墨田区学童クラブ条例施行規則（平成 11 年墨田区規則第 86 号）別表第 4 学童クラブ利用選考基準の 3 の優先順位の判定方法（以下「本件規則別表の 3」という。）に定める「保護者の就労状況」及び「育成料の納付状況」の解釈を誤り、その適用を誤ってなされたものであり、

墨田区学童クラブ条例（平成１１年墨田区条例第２８号）第６条の「区長は、公正な方法により選考し、学童クラブの利用の承認を行う」こと、及び同規則第９条第１項の「・・・保護者の就労状況等を総合的に勘案し、決定する」ことに違反すると主張し、本件処分を取り消し、第１希望の学童クラブの利用を承認するよう求めている。

(1) 「保護者の就労状況」の解釈について

「在職証明書に記載されている就労内容（残業の有無、残業時間等）」をもって判定すると解すべきである。その理由は次のとおりである。

ア 利用選考の最初の段階で、既に「基準指数」を審査しているので、合算した指数が同一である者が複数ある場合に、再度「基準指数」を審査対象とすると、審査内容が重複し、不合理である。

イ 在職証明書は雇用主が記載したものであり、在職証明書に記載された残業に係る内容は信憑性が高いと考えられることに對し、通勤時間は保護者本人が記載するものであって、信憑性が低いと考えられる。にもかかわらず、残業の有無、残業時間が審査の対象にならないとすると、残業の有無、残業時間の長短にかかわらず、通勤時間が長い者が優先されることになってしまい、不合理である。

ウ 保護者の就労状況等を総合的に勘案するのであれば、残業の有無、残業時間は、児童を迎えに行く時間に直結するので、優先順位の判定の際に必然的に審査の対象となるはずのものである。

残業の有無、残業時間が審査の対象となるからこそ、必須の提出書類である在職証明書にその記入欄が存するのであって、このことから残業の有無、残業時間が審査の対象となっていると解するのが相当である。

(2) 「育成料の納付状況」の解釈について

「育成料を月額いくら納付しているのかという納付状況」をもって判定すると解すべきである。その理由は次のとおりである。

ア 調整指数を判定する段階で、既に「育成料の滞納状況」を審査しているので、合算した指数が同一である者が複数ある場合に、再度「育成料の滞

納状況」を審査対象とすると、審査内容が重複し、不合理である。

そこで、「育成料の納付状況」とは、調整指数の審査対象とならなかった「育成料の納付金額」を意味するものと解すべきである。「育成料の納付金額」により、延長育成などを利用しているか否か等の状況がわかり、これにより学童クラブの利用の必要性を判断することができる。

イ 「育成料の納付状況」の優先順位を、処分庁のように育成料の滞納の有無により判定すると、育成料を滞納している者はほとんどいないため、多くの場合、信憑性の低い通勤時間で優劣を決めることになり、不合理である。他方、「育成料の納付状況」は滞納の有無ではなく、延長育成を受けているかどうかを示す「育成料の納付金額」と解すれば、通勤時間の長短だけで優先順位を決めることができなくなる。

「育成料の納付状況」を審査項目としたのは、勤務時間、残業時間、通勤時間とあいまって、保護者の帰宅時間を推知し、これにより学童クラブの利用の必要性の程度を確認するのが目的であると解される。そうであれば、「育成料の納付状況」は、育成料の滞納の有無ではなく、延長育成を受けているかどうかを示す「育成料の納付金額」と解すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、審査請求は棄却されるべきであるとする。

(1) 「保護者の就労状況」の解釈について

この点に関する審査請求人の主張は、以下に述べるとおり、理由がない。

ア 本件規則別表の3において、合算した指数が同一である者が複数ある場合の優先順位の判定方法について、具体的に何をもって「保護者の就労状況」の判定に用いるかが明示され、それが「基準指数」であることは明確である。

イ 墨田区では、平成26年度において、平成27年度からの利用選考を行うに際しての調整指数及び優先順位を見直す規則改正を行った。

その理由として、以前の判定方法においては「保護者の就労状況・通勤

に要する時間、育成料の納付状況等」を「考慮して」としており、具体的に何をもってどのように判断するかが示されておらず、判断を行う者によってその基準が異なるおそれがあった。そのため、誰が判定を行っても異なる結果が出ないよう、客観的に数値として表されたものによって判断することとしたものである。

上記変更の経緯からも、「保護者の就労状況」は「基準指数」を比較することによって行うべきことが明らかである。

ウ 審査請求人は、「保護者の就労状況」を「基準指数」をもって判定すると、審査内容が重複することとなり、不合理である旨主張するが、利用承認は、あくまで基準指数と調整指数とを合算した指数を比較するものであって、当該合算した指数が同一である者が複数ある場合に改めて基準指数を比較するものである。この場合、当該合算した指数が同一であったとしても、基準指数が同一であるとは限らないので、この時点で基準指数を比較することは、審査内容が重複するものではない。

エ 審査請求人は、残業の有無や残業時間を審査の対象とすべきであると主張するが、残業については、学童クラブの利用の申請に係る保護者それぞれの就労先の就労体系、環境、状況等により様々な就労形態が存在し、それぞれの就労先の状況等を詳細に把握することは困難であるので、一概に日々の就労において常態化しているものとは判断できず、審査の対象とすることは適当ではない。

オ 審査請求人は、通勤時間は保護者本人が記載するもので、信憑性が低いと思われるのに、残業の有無、残業時間が審査の対象にならないとすると、結果的に通勤時間の長い者が優先されることになってしまい、不合理であると主張するが、残業について審査の対象とすべきでないことは、上記エに述べたとおりであり、通勤時間の申告が適正であるか否かは、公共交通機関の乗換案内・時刻表検索、自動車所要時間検索などのインターネット機能を活用し確認を行い、厳正な審査を行っているため、信憑性が低いとの指摘は当たらない。

カ 審査請求人は、保護者の就労状況を総合的に勘案するのであれば、優先順位の判定の際に、残業の有無、残業時間は必然的に審査対象にすべきであり、これらが在職証明書の記載事項とされているのは、これらが審査対象になっていることを裏付けている旨主張するが、残業について審査の対象とすべきでないことは、上記エに述べたとおりであり、在職証明書に残業に係る記載を求めているのは、延長育成の必要性を判断するためであって、保護者の就労状況に係る優先順位を判定するためではない。

(2) 「育成料の納付状況」の解釈について

この点に関する審査請求人の主張は、以下に述べたとおり、理由がない。

ア 本件規則別表の3において、合算した指数が同一である者が複数ある場合の優先順位の判定方法について、具体的に何をもって「育成料の納付状況」の判定に用いるかが明示され、それが「調整指数」であることは明確である。

すなわち、「育成料の納付状況」の比較は、育成料の納付に係る「調整指数」の多寡により行うこととされている。つまり、墨田区学童クラブ条例施行規則別表第4の2の番号11「育成料滞納調整」により、育成料を滞納しているか否かを比較する（調整指数でマイナス3ポイントとされているかどうか判定する）ものであり、調整指数が高い者とは、調整指数がマイナス3ポイントとされていない者ということになる。

なお、上記(1)、イに述べたところは、「育成料の納付状況」の解釈についても妥当する。

イ 審査請求人は、合算した指数が同一である者が複数ある場合に、再度「育成料滞納の有無」を審査対象とすると、審査内容が重複し、不合理である旨主張するが、育成料を3か月以上滞納している者は育成料滞納調整でマイナス3ポイントを合算して指数を計算することとなるが、育成料の滞納がない者（マイナス3ポイントの合算がない者）と同一の指数となる場合もある。この場合、保護者の就労状況、通勤に要する時間が同一であったときは、さらに育成料の納付状況（育成料滞納の有無）により優先順

位を判定することとなるので、審査内容が重複するとの指摘は当たらない。

ウ 審査請求人は、本件規則別表の３の定めについて、保護者の就労状況で優劣がつかない場合に、通勤に要する時間及び育成料の納付状況の優劣により判定するとしていると解した上、「育成料の納付状況」は「月額納付金額を見て、夜間延長育成などを利用しているかの状況（学童クラブの利用の必要性の高さの状況）」と解すべきであると主張する。

しかしながら、上記定めは、保護者の就労状況、通勤に要する時間、育成料の納付状況の順に比較するとしており、したがって、育成料の納付状況を比較するのは、通勤時間の比較によっても、優劣がつかない場合であって、審査請求人の上記定めについての解釈は誤りである。

また、「育成料の納付状況」を、審査請求人が主張するように、「育成料を月額いくら納付しているのかという納付状況」と解すべき根拠は存しない。

理 由

１ 行政不服審査法第２条

同条は、「行政庁の処分に不服がある者は、・・・審査請求をすることができる。」と定めている。

そして、同法第１条第１項が、法の目的として定めているのは、「国民の権利利益の救済を図る」ことである。

したがって、不服を申し立てることができる者は、処分が取り消されることにより救済されるべき自己の権利利益を有している者でなければならない。

２ 審査請求人による本件申請の取下げ

審査請求人は、本件処分を不服として、平成２９年３月２日付けで審査請求を行ったが、平成２９年７月２５日付けで本件申請を自ら取り下げた。

したがって、本件申請の取下げの時点で、審査請求人は、本件処分の取消し及び学童クラブ利用承認を求める利益を失った。

3 行政不服審査法第45条第1項

同項は、「処分についての審査請求が・・・その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と定めている。

そして、上記のとおり、審査請求人は、本件申請の取下げにより、本件処分の取消しを求める利益を失ったため、審査請求は不適法となる。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の申立ては、不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年11月24日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日

墨田区長 山 本 亨